

県北広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成26年4月8日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 281号
- 2 供用開始の区間 久慈市山形町川井第4地割48番127地先内
- 3 供用開始の期日 平成26年4月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成26年4月8日から同年5月8日まで